

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会医療法人 中央会では、女性が働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

【現在、実施している項目】

ワークライフバランスの充実

- ① 24 時間院内保育所の運営
- ② 育児休業後の時間外労働・深夜業の制限
- ③ 短時間勤務制度
- ④ 子どもの看護のための休暇承認（突発時の休暇承認）

【女性活躍推進対策として上記以外に実施する項目】

計画期間：平成 31（2019）年 4 月 1 日～令和 6（2024）年 3 月 31 日

計画・目標

産休・育休取得者の復帰率アップ

看護部は復帰率が高いが、その他の部署が低い傾向にある

対策 ⇒ 復帰した職場での柔軟な勤務対応、短時間勤務等を積極的に取り入れる

実績 平成 29 年度（2017 年度）：52.7%

目標 令和 6 年度（2024 年度）：80%